

指定給水装置工事事業者の更新について

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。
これにより、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が、従来の無期限から5年間となり、更新手続きがない場合は、失効となります。
現在、旧制度での指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。
更新申請に必要な書類の様式については、下記よりファイルをダウンロードしてご活用ください。
なお、申請から指定工事事業者証の発行まで2週間程度を要し、更新手数料は3,000円です。

○提出書類

- ①指定給水装置工事事業指定申請書（様式第1）
- ②機械器具調書（別表）
- ③誓約書（様式第2）
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
- ⑤定款及び登記事項証明書（法人）、または住民票の写し（個人）
※定款の写しの場合は、代表者の原本証明を付すること
- ⑥給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状または技術者証の原本もしくは写し）
- ⑦指定給水装置工事事業者の業務内容（任意様式可）
- ⑧給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（任意様式可）
- ⑨適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況（任意様式可）